

松原小学校いじめ防止基本方針

浜田市立松原小学校

I 基本理念

- (1) いじめは、どの児童にも起こりうるものであることを踏まえ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともにいじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を侵害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決してしてはならないものである。このことをすべての児童が認識し、いじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、保護者、地域住民その他の関係者の連携のもとに行う。

II いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

〈具体的ないじめの様態（例）〉

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人のいやがるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子がくると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかられたりする。
 - ・ たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。
- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ・ 靴に画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りをさせられたり、万引きや恐喝を強要したり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話等の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

Ⅲ いじめ防止等の対策のための組織

- 1
 - ・ 毎月1回定例で**生徒指導委員会**を開催することを基本とする。
 - ・ 問題が生じた緊急時には「**いじめ防止対策委員会**」が開かれるものとする。
- 2 定例会は、次の内容とする。
 - (1) いじめの予防（年度当初は特に全体の流れについて確認する）
 - (2) いじめの確認（各学級からの報告によって行われる）
 - (3) いじめの事後指導
 - (4) いじめ防止のための研修
- 3 緊急の組織「いじめ防止対策委員会」は、次のように開催される。
 - (1) いじめの発見（担任による発見，子どもからの訴え，親からの訴えなど）があった場合には，直ちに解決のための会議が招集される。
 - (2) 構成員は，校長，教頭，教務主任，養護教諭，生徒指導主任，人権同和教育主任，特別支援教育コーディネーター，担任とする。
 - (3) 事実の確認と指導の方針を決め，迅速に行動を開始する（長期休業などの場合でもできる限りの対応を行う）。
 - (4) 決定された方針などは，できる限り早く，全職員で共通理解し，組織として行動するようにする。

Ⅳ いじめ防止・解決における指導方針

- 1 未然防止のための「心の教育」「人間関係づくり」に努める。
- 2 問題の発見・解決が「できる限り早く」できるように対応する。
- 3 「いじめ」が発見された場合は，全職員が一致して当事者として対応する。
- 4 「いじめ」が発見された場合は，解決するまで行動するものとする。
- 5 解決のための方法は，具体的に決定されるものとする。
- 6 その他，いじめられた子どもにもいじめた子どもにも，その子どもの健全な成長のための指導方針が取られるようにする。

Ⅴ 実際の指導について

1 いじめ未然防止のための取組

いじめに向かわせないため，主に学校で取り組むべき課題は

・ 規律 ・ 学力 ・ 自己有用感

学習規律を守って安心して授業に参加し，基礎的な学力を身につけ，認められているという実感をもった子どもを育てる。

- (1) 授業では，規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学級づくりを進める。
 - ☐ わかる授業づくりを進める。
 - ☐ すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
 - ☐ 授業公開の際，生徒指導上の観点から授業の工夫と改善を行う。
 - ☐ 授業中の規律（挨拶と返事，正しい姿勢，発表の仕方，人の話を静かに聞く等）の問題を改善する。
 - ☐ 教師の不適切な認識や差別的な態度，言動に注意する。

- (2) 道徳や特別活動等では、児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。
- ☐ 道徳教育や学級活動などで「いじめはいけない」「何がいじめなのか」を指導する。
 - ☐ 他人を思いやる心や人権を尊重する心を育成する。
 - ☐ 友人関係や集団づくり，社会性の育成につながる社会体験や交流体験を計画的に進める。
 - ☐ 特別活動など，他の児童との関わりから，人と関わることの喜びや自己有用感を獲得させる。
 - ☐ 児童会で，いじめを自分たちの問題として受け止め，主体的に行動できるように働きかける。
 - ☐ 児童集会等で，浜田市いじめ防止宣言を確認する。また，人権集会を行い，児童の意識の向上を図る。
- (3) 休み時間や各種活動等では，居場所づくりや絆づくりをキーワードとして，一人一人が活躍できる集団づくりをする。
- ・ 「小さなサイン」を見逃さない。
 - ・ よりよい人間関係づくりを指導する。
 - ・ 一人で悩みを抱え込まず，情報を共有する。
 - ・ 児童への温かい言動に心がける。
- (4) インターネット上のいじめを防止するために，関係機関と連携したり，児童アンケートを実施したりして状況を把握する。
- ・ 情報モラル教育を推進し，意識を向上させる。
 - ・ 保護者懇談会や PTA 総会等を利用して，保護者へ啓発する。

2 発見のための取組

いじめは見えにくい故に，組織的・系統的な対応が必要である。以下の原則に従っていじめの発見に努めるものとする。

- (1) 教師の観察（授業・学校行事・休み時間など）による発見
- ① 教職員は，担任している・いないに関わらず，次のことに注意する。
 - ・ ひとりぼっちになりがちな子どもはいないか。
 - ・ 机を離す，グループを作らないなどの子どもはいないか。
 - ・ 特定の子どものひやかす，からかうなどの行動がないか。
 - ・ すぐに暴力をしたり，悪い言葉遣いを言ったりする子どもがいらないか。
 - ・ ものを隠したり移動されたりしている子どもはいないか。
 - ② 毎月、月末に「子どものサインチェックリスト」を用いて確認・報告を行う。
- (2) アンケートによる発見
- 学期に1回ずつ，教育相談週間にあわせて教育相談アンケートを実施する。
- (3) Q-U調査
- 1・2年生2学期に1回，3～6年生は1学期と2学期に1回ずつアンケート Q-U を実施する。学級集団の実態把握と個別な支援を必要とする子どもを把握する。結果やその後の指導については，アンケート Q-U 活用シートを用いて指導の効果を高める。

(4) 教育相談による発見

- ① 全校アンケートやアンケート Q・U をもとに、計画的に教育相談を実施する。
- ② その他、学級全体・個々の児童等、必要に応じて教育相談を行う。

(5) 欠席数からの調査

4月からの欠席合計が10日目、20日目、30日目の際に、原因が「いじめではないか」という視点で、担任と養護教諭で話し合い、校長、教頭、生徒指導主任に報告する。

(6) その他、政府広報による「いじめのサイン発見シート」「24時間いじめ相談ダイヤル」なども活用する。

(7) 上記の(1)～(7)それぞれの発見のための手立てを用いても、なお、発見できないいじめがあるかもしれないという認識を持って発見に努める。

(8) 発見した場合、次のように対応する。

- ① 発見した教師は、即座に（たとえ出張や休暇であっても）担任教師に連絡をする。
（学校生活において「いじめ」以上の重要な問題はないといえる。）
- ② 担任は、その日のうちに生徒指導主任、教頭、校長に連絡する。
（仮にこの中に不在の者があっても、校長にはすぐに連絡をするものとする。担任が不在の場合は、発見した教師が連絡をする。）
- ③ 校長の指導のもと、該当する子どもに指導をする。
- ④ 特に校長が判断した場合を除いて、保護者に連絡をする。
- ⑤ 担任は、その日のうちに、教育記録（日常観察・教育相談の記録）等に記録する。
- ⑥ 経過観察をし、3日後、1週間後、1ヵ月後、3ヵ月後に生徒指導・特別支援教育推進委員会（できない場合は打ち合わせ）など相談する機会を設け、いじめと判断した場合は「いじめ防止対策委員会」「職員会議」を開く。
- ⑦ 経過観察ならびに事後指導として、人間関係づくりの機会を積極的にとる。本校には「ロング昼休み」がある。学級全体で遊ぶことができる貴重な時間である。また、全体だけでなく、ひとりになりがちなおともとも触れ合うことができる大切な時間である。この時間も有効に活用する。

3 解決のための取り組み

(1) いじめへの対応

- ① 上記の各方法で「児童の人間関係に不適応があり、いじめと認められた」場合、または、子ども、あるいは保護者からの訴えがあった場合、校長に報告する。校長が「いじめ防止対策委員会」を開催し、その後「職員会議」で共通理解を図る。
- ② いじめられた児童と保護者を支援する。
 - ・ 守り抜くことを伝え、心に寄り添い共感的に理解する。
 - ・ 家庭訪問や電話等により、継続的に教育相談を行う。
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を積極的に活用する。
- ③ いじめた児童への指導と保護者への助言をする。
 - ・ 「ならぬことはならぬ」規範や人権を指導する。
 - ・ いじめた児童の内面を理解しつつ指導する。
 - ・ 望ましいあり方について児童や保護者へ助言する。
 - ・ 教育委員会と十分に相談し、必要に応じて関係機関と連携する。

- ④ いじめが起きた集団への働きかけをする。
 - ・ いじめを見ていた児童へ、自分の問題として捉えさせる。
 - ・ 臨時の学級会や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑤ インターネット上のいじめを発見した場合
 - ・ 関係児童から聞き取り等の調査をする。
 - ・ 被害にあった児童等のケア等、必要な措置をする。

(2) いじめの解決方法

- ① 学校におけるいじめは、教師だけが解決できるという意識を強くもって指導にあたる。
学校教育法第35条（準用規定49条）に基づいた出席停止制度の適切な運用なども視野に入れる。
- ② 原則として、いじめと認められる場合には、学級全体の前で解決にあたる。
集団のもつ教育力を用いて解決にあたったほうが、再発を防げる。
いじめをした子どもにとって、つらい経験となるが、そのくらいに値する行為であったことを認識できるよう指導する。また、いじめを傍観していた子どもにも厳しく指導する。「やめよう」と言える雰囲気を作ることが大切であり、「やめよう」と言える勇気を育てることが大切である。
いじめていた子どもが、心から反省し、二度としないという思いをもつまで指導を行う。ただし、表面だけでなく、しっかりと話を聞きながら児童の内面に働きかけ、なぜいじめをしてしまったのか、自己を振り返らせる指導も必ず行う。
いじめの対応をしたことは、教育記録等に記録する。また、「いじめ防止対策委員会」にも報告をする。
- ③ 本人あるいは保護者からの要望があるか、必要と認められる場合のみ、当事者たちだけへの指導とすることができる。その際は、「いじめ防止対策委員会」に報告をするものとする。

(3) いじめ指導後の追指導

- ① いじめは1回2回の指導ではなくなる可能性があることを認識して指導にあたる。
- ② 1週間後、1ヵ月後、3ヵ月後等、期間を置いて、いじめられていた子どもに最近の様子を聞く。
- ③ 保護者からの訴えがあった場合のいじめについては、1週間後、1ヵ月後、3ヵ月後に保護者と面談または電話連絡を行い、様子を聞く。

(4) 重大事態発生時の対応

〈重大事態とは〉

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 心身に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神面の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間（30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
（相当の期間にかかわらず、疑いのある場合は迅速に調査する。）
- 児童や保護者からいじめられた重大事態に至ったという申し立てがあったとき

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。

② 教育委員会の指導・支援のもとに次のような対応に当たる。

- ・ 学校に重大事態の調査組織（スクールカウンセラー等を加える）を設置する。
- ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・ 調査結果を教育委員会に報告する。（教育委員会は市長に報告する。）
- ・ 調査結果を踏まえて必要な措置をする。
- ・ 教育委員会が調査主体となる場合は、指示のもとに資料の提出など調査に協力する。

4 年間計画

月	具体的な活動
4	○児童について情報共有（職員会議） ○生徒指導委員会（いじめ防止・対策に向けての取組の確認） ○全学級において、いじめ防止指導を行う
5	○生徒指導委員会（各学級の状況確認） ○QUの実施（～6月にかけて）
6	○教育相談・アンケート調査① ○生徒指導委員会（教育相談を受けて）
7	○QU分析 ○生徒指導委員会
8	○校内研修
9	○生徒指導委員会（各学級の状況確認）
10	○生徒指導委員会（いじめ防止・対策に向けての取組の確認） ○QU実施
11	○教育相談・アンケート調査② ○生徒指導委員会（QU・教育相談を受けて）
12	○生徒指導委員会 ○QU分析
1	○情報モラル指導 ○教育相談・アンケート実施③ ○生徒指導委員会（教育相談を受けて）
2	○生徒指導委員会（次学年・中学校へ向けての引き継ぎ事項の確認）
3	○生徒指導委員会